

最低工賃 改正

丹後地区の絹織物業最低工賃が
平成26年10月1日から改正です

守ってくださいね

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

- 1 適用される地域 ：京都府のうち京丹後市、宮津市、舞鶴市、福知山市、綾部市、与謝郡
2 改正される最低工賃：次の表の各区分に応じ、**10000越**につき、金額欄に掲げる金額

品目		織機の規格		品目の規格	金 額
		織機の種類	開 口 装 置	仕 上 げ 幅	
後 染	正絹無地ちりめん（平織）	小幅力織機	タ ペ ッ ト	3 6 センチメー トル以上のもの	2 5 0 円
	正絹紋織物（もじり織物、 縫取織物及び裏地として使 用する織物は除く。）		ドビー又は ジャカード		3 4 0 円
先 染	正 絹 着 尺				小幅力織機 (両八丁以下)
	帯 (無地物及び黒共帯を除く)	小幅力織機 (両十丁以上)		1,5 8 6 円	
			2,0 0 0 円		

詳しくは、京都労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください
京都労働局 賃金室 075-241-3215

京 都 労 働 局

西陣織工業組合

丹後織物工業組合